



2022年3月2日

各 位

会社名 アミタホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長兼 CEO 熊野英介
(コード番号: 2195 JASDAQ)
問合せ先責任者 取締役 唐鎌真一
TEL (03) 5296-9371 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月16日の定時取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月17日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 当社グループは、「循環型社会システム」の提供を通じて、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現に貢献する「未来デザイン企業」を目指しており、「未来デザイン企業」として、約45年に亘り培ったサステナビリティ分野の良質なネットワーク及び人・資源・情報のプラットフォームを活かし、“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、持続可能な企業経営・地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでまいりました。当社グループは、上記の取組みを実現するためには、各ステーク

ホルダーとの調和を重視した企業文化・風土の醸成が非常に重要であると考えており、「自然資本及び人間関係資本の向上並びにこれらの資本増加に資する事業のみを行う」という行動規範や、「異なる資源や業種等をコーディネートし、ベストミックスを生み出すことで顧客や地域、自然資本が持つカラー（特性）が最大限に生きるバリューチェーンを構築する」という在り方を定めております。

上記を踏まえ、当社定款では、「自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事」を当社事業の目的としておりますが、これを「本パーパス」と定義し、「当会社の取締役は、当会社の業務執行その他の当会社取締役としての職務遂行に際して、（i）本パーパスの維持・達成・実現および（ii）当会社の株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等を含む全てのステークホルダーの利益の総和としての企業価値の確保または向上のために行動しなければならない。」旨の当社取締役の義務に関する規定を変更案第 19 条（取締役の義務）として新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条（条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1)自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事を目的とする次の事業</p> <p>（以下省略）</p> <p>2 乃至 5（条文省略）</p> <p>第 3 条乃至第 14 条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第 1 条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1)自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事<u>（以下「本パーパス」という。）</u>を目的とする次の事業</p> <p>（以下省略）</p> <p>2 乃至 5（現行どおり）</p> <p>第 3 条乃至第 14 条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 16 条乃至第 18 条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条乃至第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 19 条乃至第 49 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の義務)</p> <p><u>第 19 条 当社の取締役は、当社の業務執行その他の当社取締役としての職務遂行に際して、(i)本パージの維持・達成・実現および(ii)当社の株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等を含む全てのステークホルダーの利益の総和としての企業価値の確保または向上のために行動しなければならない。</u></p> <p>第 20 条乃至第 50 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1 変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

効力発生日：2022 年 3 月 17 日 (木曜日)

以 上